指導調書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者(法人)名 |  | 定  員 | 事業所  （多機能型合計） | | 人  （　　　　人） |
| （内訳）  主たる事業所 | | 人 |
| 従たる事業所 | | 人 |
| 事業所の名称 |  | | | | |
| 事業者の所在地 | 〒　　　－　　　　　　（℡　　　　－　　　　－　　　　　　） | | | | |
| 管理者氏名 |  | | 資料作成者  職・氏名 |  | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実地指導年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 担当職員（職・氏名） |  |

〔記入上の注意〕

１　指導事項の項目（設問）に対する回答として、確認欄の「はい・

いいえ」どちらかにチェック✔を付けること。

２　指導事項の項目に、各事業所の状況（特例、経過措置等）の該当

の有無を問う設問がある場合は、確認欄の「はい・いいえ」を「

はい」は「有」、「いいえ」は「無」と読み替えて、どちらかにチェ

ック✔を付けること。

| 指導事項 | | 確認欄 | |
| --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ |
| 第１　一般原則  第２　人員に関する基準  １　従業者の員数  （１）嘱託医  （２）看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）  （３）児童指導員及び保育士  （４）栄養士  （５）調理員  （６）児童発達支援管理責任者  （７）医師  （８）心理指導担当職員  （９）職業指導員  （10）心理指導担当職員の資格  （11）職務の専従  第３　設備に関する基準  設備  （経過措置）  第４　運営に関する基準  １　内容及び手続　の説明及び同意  ２　提供拒否の禁止  ３　あっせん、調整及び要請に対する協力  ４　サービス提供困難時の対応  ５　受給資格の確認  ６　障害児入所給付費の支給の申請に係る援助  ７　心身の状況等の把握  ８　居住地の変更が見込まれる者への対応  ９　入退所の記録の記載等  10　サービスの提供の記録  11　指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等  12　入所利用者負担額の受領  13　入所利用者負担額に係る管理  14　障害児入所給付費等の額に係る通知等  15　指定入所支援の取扱方針  16　入所支援計画の作成等  17　児童発達支援管理責任者の責務  18　検討等  19　相談及び援助  20　指導、訓練等  21　食事  22　社会生活上の便宜の供与等  23　健康管理  24　緊急時等の対応  25　障害児の入院期間中の取扱い  26　給付金として支払を受けた金銭の管理  27　入所給付決定保護者に関する都道府県への通知  28　管理者による管理等  29　運営規程  30　勤務体制の確保等  31　業務継続計画の策定等  32　定員の遵守  33　非常災害対策  34　安全計画の策定等  35　自動車を運行する場合の所在の確認  36　衛生管理等  37　協力医療機関等  38　掲示  39　身体拘束等の禁止  40　虐待等の禁止  41　秘密保持等  42　情報の提供等  43　利益供与等の禁止  44　苦情解決  45　地域との連携等  46　事故発生時の対応  47　会計の区分  48　記録の整備  49　電磁的記録等  第５　変更の届出　　等  第６　障害児入所給付費の算定及び取扱い  １　基本事項  ２　福祉型障害児入所施設給付費  （減算が行われる場合）  ３　身体拘束廃止未実施減算  ４　職業指導員加算  ５　重度障害児支援加算  ６　重度重複障害児加算  ７　強度行動障害児特別支援加算  ８　乳幼児加算  ９　心理担当職員配置加算  10　公認心理師  11　看護職員配置加算（Ⅰ）  12　看護職員配置加算（Ⅱ）  13　児童指導員等加配加算  14　ソーシャルワーカー配置加算  15　入院・外泊時加算  16　自活訓練加算  17　入院時特別支援加算  18　福祉専門職員配置等加算  19　地域移行加算  20　栄養士配置加算  21　栄養マネジメント加算  22　小規模グループケア加算  23　福祉・介護職員処遇改善加算  24　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | （１）指定福祉型障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。  （３）指定福祉型障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（第４の41において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  （４）指定福祉型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。  指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。  １以上  　イ又はロに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数  　イ　主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（自閉症児）を入所させる指定福祉型障害児入所施設　おおむね障害児の数を20で除して得た数以上  　ロ　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　１以上  イ　総数　①から③までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ①から③までに定める数  　①　主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に１を加えた数以上）  　②　主として盲児又はろうあ児（盲ろうあ児）を入所させる指定福祉型障害児入所施設　通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に１を加えた数以上）  　③　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上  ロ　児童指導員　１以上  ハ　保育士　１以上  （注）令和３年４月１日において、現に指定を受けている指定福祉型障害児入所施設においては、令和４年３月31日までの間は、経過措置として以下の取扱いが可能。  　（ア）主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設においては、第２の１（３）イ①の児童指導員及び保育士の総数を、通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上とする。  　（イ）主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設においては、　　　　第２の１（３）イ②の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児である乳幼児の数を４で除して得た数及び障害児である少年の数を５で除して得た数の合計数以上とする。  　１以上（ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、置かないことができる。）  　１以上（ただし、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては、置かないことができる。）  １以上  　主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には置く  心理指導を行う必要があると認められる障害児５人以上に心理指導を行う場合には置く  　職業指導を行う場合には置く  （８）に規定する心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。  （２）から（10）に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、（４）及び（５）については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）  （１）指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けているか。（ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあっては医務室を、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として盲ろうあ児を入所させるものにあっては医務室及び静養室を設けないことができる。）  （２）次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、（１）に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けているか。  　　一　主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（職業指導に必要な設備）  　　二　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設　遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備  　　三　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設　遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備  　　四　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備  （３）（１）の居室は、次のとおりとなっているか。  一　１の居室の定員は、４人以下とすること。  二　障害児１人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。  三　一及び二の規定にかかわらず、乳児又は幼児のみの１の居室の定員は６人以下とし、１人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。  四　入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。  （４）主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしているか。  （５）（１）及び（２）に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、（１）及び（２）に規定する設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）  （１）児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）の施行の際現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。整備法）第５条による改正前の法第24条の２第１項に規定する指定知的障害児施設等（旧指定知的障害児施設等）（知的障害児施設又は盲ろうあ児施設であるものに限る。）であって、整備法附則第27条の規定により整備法第５条による改正後の法第24条の２第１項の指定を受けたものとみなされたもの（同令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、（３）の一号中「４人」とあるのは「15人」と、同第二号中「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とし、同第三号の規定は適用しない。  （２）この省令の施行の際現に存する旧指定知的障害児施設等（肢体不自由児施設であるものに限る。）であって、整備法附則第27条の規定により整備法第５条による改正後の法第24条の２第１項の指定を受けたものとみなされたもの（この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、（３）の規定は適用しない。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った入所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  　指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んでいないか。  　指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。  　指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。  　指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確かめているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。  指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（入所受給者証記載事項）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しているか。  （３）指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、（１）の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限っているか。  （２）（１）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。（ただし、12の（１）から（３）までに規定する支払については、この限りでない。）  （１）指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けているか。  （３）指定福祉型障害児入所施設は、（１）及び（２）の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、入所給付決定保護者から受けることができる次の各号に掲げる費用の額の支払を受けているか。  　　一　食事の提供に要する費用及び光熱水費（特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、食費等の基準費用額（特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、食費等の負担限度額）を限度とする。）  　　二　日用品費  　　三　一号及び二号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの  （４）（３）の一号に掲げる費用については、平成24年厚生労働省告示第231号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとしているか。  （５）指定福祉型障害児入所施設は、（１）から（３）までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しているか。  （６）指定福祉型障害児入所施設は、（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得ているか。  　指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（入所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。  （３）指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。  （２）児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  （３）児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。  （４）児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。  （５）児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めているか。  （６）児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。  （７）児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。  （８）児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。モニタリング）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。  （９）児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  　　一　定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。  　　二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  （10）（２）から（７）までの規定は、（８）に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。  　児童発達支援管理責任者は、16に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。  　一　18に規定する検討及び必要な援助並びに19に規定する相談及び援助を行うこと。  　二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。  　指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。  　指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。  （３）指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。  （４）指定福祉型障害児入所施設は、常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。  （５）指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてないか。  （１）指定福祉型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。  （２）食事は、（１）の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。  （３）調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。  （４）指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行っているか。  （３）指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、（１）にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。   |  |  | | --- | --- | | 児童相談所等における障害児の入所前の健康診断 | 入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断 | | 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |   （３）指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。  指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  　指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。  指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る平成24年厚生労働省告示第305号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」に定める給付金（給付金）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。  　一　当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。障害児に係る金銭）をその他の財産と区分すること。  　二　障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。  　三　障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。  　四　当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。  　指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）  （２）指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。  （３）指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者に平成24年厚生労働省令第16号第２章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。  　指定福祉型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（運営規程）を定めているか。  　一　施設の目的及び運営の方針  　二　従業者の職種、員数及び職務の内容  　三　入所定員  　四　指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額  　五　施設の利用に当たっての留意事項  　六　緊急時等における対応方法  　七　非常災害対策  　八　主として入所させる障害児の障害の種類  　九　虐待の防止のための措置に関する事項  　十　その他施設の運営に関する重要事項  （１）指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しているか。（ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）  （３）指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。  （４）指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  　指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）  （１）指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  （３）指定福祉型障害児入所施設は、（２）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、（１）の研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。  指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  ③　当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  （３）指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。  指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定福祉型障害児入所施設は、これらの事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  （３）指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為（被措置児童等虐待）その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  （３）指定福祉型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  （３）指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第１項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （４）指定福祉型障害児入所施設は、都道府県知事からの求めがあった場合には、（３）の改善の内容を都道府県知事に報告しているか。  （５）指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。  （３）指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  　指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  （２）指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から５年間保存しているか。  　　一　入所支援計画  　　二　提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録  　　三　都道府県への通知に係る記録  　　四　身体拘束等の記録  　　五　苦情の内容等の記録  　　六　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （１）指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（９の（１）の受給者証記載事項又は５の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  （２）指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。  　指定障害児入所施設の設置者は、設置者の住所その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設における指定入所支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第123号の別表「障害児入所給付費単位数表」の第１の１（注５から注７までを除く。）、２及び４から11までにより算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第１の１(注５から注７までに限る。)及び３により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。  （２）（１）の規定により、指定福祉型障害児入所施設における指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。  （１）指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別および入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  （２）福祉型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  　①　障害児の数が平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の四の表の上欄に該当する場合　同表下欄に定める割合  　②　指定入所支援の提供に当たって、平成24年厚生労働省令第16号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（指定入所基準）第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合  　　（一）入所支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70  　　（二）入所支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50  　指定入所基準第41条第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算しているか。ただし、令和5年3月31日までの間は、第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算していないか。  　職業指導員を１以上配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第252条の19第１項の指定都市（指定都市）又は法第59条の４第１項の児童相談所設置市（児童相談所設置市）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  （１）平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次のイからトまでに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、１日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、７の強度行動障害特別支援加算が算定される場合は加算していないか。  イ　主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。）  ①　次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの  （一）食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者  （二）頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者  ②　盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの  ロ　主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の①から③までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合  ①　６歳未満である者  ②　医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設に限る。）を退所後３年未満である者  ③　入所後１年未満である者  ハ　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ニに該当する場合を除く。）  ①　知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの  ②　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの  ニ　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ハに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後１年未満のもの  ホ　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ヘに該当する場合を除く。）  ①　知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの  ②　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの  ヘ　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ホに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後１年未満のもの  ト　主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合  ①　各種補装具を用いても身体の移動が困難である者  ②　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者  （２）（１）の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十三の二に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、（１）のイの ①の(二)又はハの①若しくはホの①に規定する者に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十二の二に該当する指定障害児入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  　５の（１）のイからトまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち３以上の障害を有する児童である障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、７の強度行動障害児特別支援加算が算定している場合は、加算していないか。  　平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十四に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設に限る。）において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十三に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、同「厚生労働大臣が定める児童等」の十二の二に適合する指定入所支援を行った場合に、強度行動障害特別支援加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、所定単位数を加算しているか。  　指定福祉型障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。  　平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十五に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、７の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。  　公認心理師を１人配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（９の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  　指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  　平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」十五の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位を加算しているか。  　常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」十三の二に適合する専門職員（理学療法士等）又は児童指導員若しくは平成24年厚生労働省告示第270号十三の三に適合する者（児童指導員等）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業員に加え、社会福祉士又は５年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者（社会福祉士等）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  （１）入院・外泊時加算（Ⅰ）については、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（体験的な指定共同生活援助の利用、体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を限度として、入所定員に応じ、所定単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、所定単位数に1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定していないか。  （２）入院・外泊時加算（Ⅱ）については、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者（指定入所基準第４条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。）（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を超えた日から82日を限度として、入所定員に応じ、所定単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定していないか。  （１）個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が認めた障害児に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十四に適合する自活に必要な訓練（自活訓練）を行った場合に、当該障害児１人につき360日間を限度として所定単位数を加算しているか。  （２）自活訓練加算（Ⅰ）については自活訓練加算（Ⅱ）以外の場合に、自活訓練加算（Ⅱ）については自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに、所定単位数を加算しているか。  （３）同一の障害児について、同一の指定福祉型障害児入所施設に入所中１回を限度として加算しているか。  　指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、１月につき１回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。  （１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定入所基準第４条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  （２）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定していないか。  （３）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（２）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定していないか。  ①　指定入所基準第４条の規定により置くべき児童指導員又は保育士（児童指導員等）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。  　　②　児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。  　入所期間が１月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、施設従業者が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中２回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後１回を限度として所定単位数を加算しているか。  （１）栄養士配置加算（Ⅰ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。  　　①　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。  　　②　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。  （２）栄養士配置加算（Ⅱ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、栄養士配置加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定していないか。  　　①　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。  　　②　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。  　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  　イ　常勤の管理栄養士を１名以上配置していること。  　ロ　障害児の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種が共同して、障害児ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。  　ハ　障害児ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、障害児の栄養状態を定期的に記録していること。  　ニ　障害児ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。  （１）平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十七に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児１人につき所定単位数を加算しているか。  （２）平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十七の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの（本体施設）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の建物で運営される建物に限る。）において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（小規模グループ加算が算定されている場合に限る。）に、更に当該障害児１人につき308単位数を所定単位数に加算しているか。  　平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十五に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。24において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  　イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　２から21までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数  　ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　２から21までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数  　ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　２から21までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数  平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十六に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、就学児に対し、指定入所支援を行った場合には当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。  イ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅰ）　２から21までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅱ）　２から21までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数 |  |  |

（注）下線を付した項目が標準確認項目